

## 輸入差止情報提供継続申請書

整理 No
継一
令和 年 月 日

税関長 殿

## ※ 情報提供者【公表】

住所  
氏名又は名称  
法人番号又は国籍  
(連絡先)  
担当者  
電話番号  
電子メールアドレス【不開示】  
受信用 NACCS 利用者コード【不開示】

令和 年 月 日付で行った回路配置利用権に係る輸入差止情報提供について、その継続を申請します。

## 記

※ 当初情報提供年月日【開示】	令和 年 月 日	※ 当初情報提供書整理 No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】	(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸入差止情報提供継続希望期間【公表】	<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の輸入差止情報提供希望期間満了の日の翌日から 令和 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 現在の輸入差止情報提供希望期間満了の日の翌日から 4年間		
権利の内容等	登録番号及び登録年月日【公表】	第 号 年 月 日	
	※ 権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
	権利の範囲【公表】		
	輸入差止情報提供継続に係る物品の追加情報【開示の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】		
その他参考になるべき事項【開示の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】			

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載してください。

2. 「輸入差止情報提供継続に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、  
当初情報提供書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。

3. 本情報提供継続書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。

## (1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等において公表されます。

## (2) 【開示】項目

認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

## (3) 【開示の可否】項目

情報提供者の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、  
開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。

4. その他参考となる資料等があれば添付してください。